（虐待の防止）

第十八条の二　地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（新設）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号。附則において「福祉ホーム基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二　（略） 三　法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十三条の二、第十四条第二項、第十五条、第十七条及び第十七条の二の規定による基準 四・五　（略） （基本方針） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 （非常災害対策） **第五条**　（略） 2　（略） 3　福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 （記録の整備） **第七条**　（略） 2　福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 三　第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（趣旨） **第一条**　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二　（略） 三　法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十四条及び第十六条の規定による基準 四・五　（略） （基本方針） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 （非常災害対策） **第五条**　（略） 2　福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。 （新設） （記録の整備） **第七条**　（略） 2　福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。 一　（略） 二　第十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録 三　第十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録